

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 107 号 令和 7 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘要
第 1 条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費 2 項 徴稅費 4 項 選挙費 } 6 項 監査委員費	5 目、 6 目、 9 目を除く
5 款 労働費	1 項 労働諸費	1 目
7 款 商工費	1 項 商工費	4 目 18 節
9 款 消防費	全部	
10 款 教育費	1 項 教育総務費 } 3 項 中学校費 5 項 社会教育費 6 項 保健体育費	8 目、 17 目を除く 1 目 1 節、 2 節、 3 節、 4 節、 2 目、 3 目を除く
12 款 公債費	全部	
第 3 条 債務負担行為の補正		令和 8 年度広報はちのへ印刷経費、地域交通確保事業、南郷コミュニティ交通運行事業、課税入力業務委託料、賄材料費

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正

議案第 121 号 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 122 号 八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 133 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定等に準じ、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定をし、通勤手当の支給区分及びその額の見直しをするとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのもの

2 改正の内容

(1) 一般職の職員

① 給料表の改定

若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額の引き上げ

② 初任給調整手当の改定

医療職給料表(一)の適用を受ける医師等に対する支給月額の引き上げ

③ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当の支給割合を0.025月分引き上げ、勤勉手当の支給割合を0.075月分引き上げ

(暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員は、期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ引き上げ)

【期末手当】

区分	現 行	改定後	
		(A)令和7年度 改定分	(B)令和8年度 改定分
定年前再任用短時間 勤務職員を除く職員	6ヶ月期	1.25月分	1.2625月分
	12ヶ月期	1.25月分	1.2625月分
	計	2.50月分	2.525月分
定年前再任用短時間 勤務職員	6ヶ月期	0.70月分	0.7125月分
	12ヶ月期	0.70月分	0.7125月分
	計	1.40月分	1.425月分

【勤勉手当】

区分	現 行	改定後	
		(A)令和7年度 改定分	(B)令和8年度 改定分
定年前再任用短時間 勤務職員を除く職員	6ヶ月期	1.025月分	1.0625月分
	12ヶ月期	1.025月分	1.0625月分
	計	2.05月分	2.125月分
定年前再任用短時間 勤務職員	6ヶ月期	0.50月分	0.5125月分
	12ヶ月期	0.50月分	0.5125月分
	計	1.00月分	1.025月分

④ 通勤手当の改定

- ・自動車等使用者の支給月額を距離区分ごとに引き上げ（200円から7,100円まで）
- ・自動車等使用者の距離区分に片道65km以上から100km以上までの区分を5km刻みで新設
- ・自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、駐車場等の利用に対する手当を新設（1か月当たり5,000円を上限）

現行		(A)令和7年度 改定分	(B)令和8年度 改定分	
距離区分	月額	月額	距離区分	月額
2km以上 5km未満	2,000円	改定なし	2km以上 5km未満	改定なし
5km以上 10km未満	4,200円	改定なし	5km以上 10km未満	改定なし
10km以上 15km未満	7,100円	7,300円	10km以上 15km未満	改定なし
15km以上 20km未満	10,000円	10,400円	15km以上 20km未満	改定なし
20km以上 25km未満	12,900円	13,500円	20km以上 25km未満	改定なし
25km以上 30km未満	15,800円	16,600円	25km以上 30km未満	改定なし
30km以上 35km未満	18,700円	19,700円	30km以上 35km未満	改定なし
35km以上 40km未満	21,600円	22,800円	35km以上 40km未満	改定なし
40km以上 45km未満	24,400円	25,900円	40km以上 45km未満	改定なし
45km以上 50km未満	26,200円	29,100円	45km以上 50km未満	改定なし
50km以上 55km未満	28,000円	32,300円	50km以上 55km未満	改定なし
55km以上 60km未満	29,800円	35,500円	55km以上 60km未満	改定なし
60km以上	31,600円	38,700円	60km以上 65km未満	改定なし
			65km以上 70km未満	42,200円
			70km以上 75km未満	45,700円
			75km以上 80km未満	49,200円
			80km以上 85km未満	52,700円
			85km以上 90km未満	56,200円
			90km以上 95km未満	59,600円
			95km以上 100km未満	63,000円
			100km以上	66,400円
			駐車場等の利用に 対する手当	上限5,000円

⑤ 改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例

(2) 特別職の職員等

① 期末手当の改定

期末手当の支給割合を0.10月分引き上げ

区分	現 行	改定後	
		(A)令和7年度 改定分	(B)令和8年度 改定分
市民病院事業管理者 を除く特別職等	6月期	1.70月分	1.70月分
	12月期	1.70月分	1.80月分
	計	3.40月分	3.50月分
市民病院事業管理者	6月期	1.925月分	1.925月分
	12月期	1.925月分	2.025月分
	計	3.85月分	3.95月分

② 改正する条例

- ・八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・八戸市特別職の職員の給料等に関する条例
- ・八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

3 施行期日等

公布の日から施行する。

ただし、一般職の職員の給料表、初任給調整手当の改定、期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当の改定のうち令和7年度改定分については令和7年4月1日から適用し、特別職の職員等の期末手当の改定のうち令和7年度改定分については令和7年12月1日から適用する。

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当、特別職の職員等の期末手当の改定のうち令和8年度改定分については令和8年4月1日から施行する。

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国内外の経済社会情勢に対応するため、職員等の旅費及び費用弁償について、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その種目及び内容の見直しをするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 改正する条例

- 八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例
- 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 八戸市実費弁償条例

3 改正の概要

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

●旅費条例改正の概要

区分	主な改正内容
交通費	<p>鉄道賃</p> <p>○特急料金の距離制限（片道100km以上）を廃止する。</p>
	<p>○名称を「車賃」から「その他交通費」に改める。</p> <p>○現行の定額支給方式から実費支給方式に改め、鉄道賃、船賃及び航空賃以外のすべての交通手段（バス、タクシー、レンタカー等）の利用に係る費用（それらに付随する費用を含む。）について、実費により支給する。</p> <p>○実費支給又は実費による算出が困難な場合等（私有車を使用して移動する場合等）に要する費用については、現行の距離に応じた定額を維持する。</p>
宿泊費等	<p>宿泊費 [名称変更]</p> <p>○名称を「宿泊料」から「宿泊費」に改める。</p> <p>○現行の定額支給方式から上限付き実費支給方式に改める。</p> <p>○上限額は、国の旅費支給規程に準拠する。※詳細は別紙資料のとおり。</p>
	<p>包括宿泊費 [新設]</p> <p>○移動と宿泊が一体となったパック旅行について、交通費の額及び宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額を支給する。</p>
	<p>宿泊手当 [新設]</p> <p>○宿泊を伴う旅行の場合、夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てるための旅費として、定額を支給する。ただし、朝食又は夕食に係る費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、当該食費分を減額して支給する。</p>
転居費等	<p>転居費 [名称変更]</p> <p>○名称を「移転料」から「転居費」に改める。</p> <p>○定額支給方式から実費支給方式へ改める。</p>
	<p>着後滞在費 [名称変更]</p> <p>○名称を「着後手当」から「着後滞在費」に改める。</p> <p>○定額支給方式から実費支給方式（上限5夜分）へ改める。</p>
	<p>家族移転費用 [名称変更]</p> <p>○名称を「扶養親族移転料」から「家族移転費」に改める。</p> <p>○定額支給方式から実費支給方式に改める。</p> <p>○支給対象を「扶養親族」から「職員と同一生計の同居家族」に改める。</p>
その他種目	<p>食卓料 [廃止]</p> <p>○「宿泊手当」へ統合する。</p>
	<p>旅行雑費 [廃止]</p> <p>○現行の旅行雑費（一般職1,100円/日、特別職1,400円/日）は、目的地への交通費等にあてるための費用としていたが、用務地内の交通費は実費支給へ見直すことから、旅行雑費を廃止する。</p>
	<p>日額旅費 [廃止]</p> <p>○現行の日額旅費は、長期間の研修等のために旅行する者を対象に定額で支給していたが、改正後は、交通費、宿泊費及び宿泊手当等を支給することから、日額旅費を廃止する。</p>

区分	主な改正内容
制度全般	○職員等に加え、市と旅行役務提供契約を締結した者（旅行代理店等）についても旅費の支給及び請求を可能とする。
	○在勤地内旅行の旅費の支給に係る制限を廃止し、旅行に要する費用の実費額を支給する。
	○在勤地以外の同一地域内旅行の旅費の支給に係る制限を廃止し、目的地内の移動についても鉄道賃等の交通費を実費支給する。

●宿泊費に係る宿泊費基準額について

○内国旅行

【宿泊費基準額（一夜につき）】 単位：円

No.	都道府県の区分	特別職等	一般職
1	埼玉、東京、京都	27,000	19,000
2	福岡	25,000	18,000
3	千葉	24,000	17,000
4	神奈川、新潟	22,000	16,000
5	香川	21,000	15,000
6	熊本	20,000	14,000
7	北海道、岐阜、大阪、広島	18,000	13,000
8	山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	17,000	12,000
9	青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	15,000	11,000
10	宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	14,000	10,000
11	岩手、石川、静岡、三重、島根	13,000	9,000
12	福島、鳥取、山口	11,000	8,000

○外国旅行

- ・外国旅行についても、内国旅行同様、改正旅費法に基づく財務省令で規定する宿泊費基準額を全面的に準用し、国ごとに定められた上限額内での実費支給とする。
- ・外国旅行における宿泊費基準額は、旅費法を参照することとする。
- ・宿泊費基準額を準用する区分は、旅費法における「指定職職員等」を「特別職等」、「職務の級が十級以下の者」を「一般職」と読み替える。

議案第133号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

1 理由

当市が加入している青森県市町村税滞納整理機構が属する青森県市町村総合事務組合において、構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき協議するもの。

なお、規約の変更に係る協議は、地方自治法第290条により議会の議決を経ることを要する。

2 青森県市町村総合事務組合の概要

経緯	地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合として平成19年4月1日に発足。平成24年4月には市町村税等の滞納整理を市町村と協働して行う専門機関として市町村税滞納整理機構を設置。	
組織団体数	10市、30町村、20一部事務組合、3広域連合 ※八戸市は令和5年6月1日に市町村税滞納整理機構へ加入	
共同処理する事務	<ul style="list-style-type: none">・非常勤消防団員に対する損害補償に関する事務・消防作業に従事した者、又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務・応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事務・水防に従事した者に対する損害補償に関する事務・非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務・消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務・非常勤消防団員に対する福祉事業に関する事務・議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	7市、30町村 及び 7一部事務組合
	<ul style="list-style-type: none">・公立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務	7市、30町村、 <u>黒石地区清掃施設組合</u> を含む20一部事務組合 及び3広域連合
	<ul style="list-style-type: none">・市町村税等の滞納整理に関する事務	<u>八戸市</u> を含む10市、 及び 30町村
	<ul style="list-style-type: none">・青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務	30町村

3 規約施行日 令和8年4月1日